様式第2号(第5条関係)

表

|  |
| --- |
| 身分証明書 |
| 写真 |
| 所属  職名  氏名  上記の者は、国頭村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第10条第1項の規定により調査をする者であることを証明する。  年　　月　　日  国頭村長　　　　　　　　　　印 |

裏

|  |
| --- |
| 国頭村放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(抜粋)  (調査)  第10条　村長は、第8条第1項又は前条の規定による通報又は依頼があったときは、職員に自動車の状況、所有者等その他必要な事項を調査させることができる。  2　村長は、調査を実施するため必要がある場合は、職員に自動車が放置されている土地に立ち入り、当該自動車の調査をさせることができる。  3　前項の規定により立ち入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  4　第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |